

令和3年3月22日

保護者 様

県立越谷東高等学校長 加藤 友作

緊急事態宣言解除後の本校の対応について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に対し、御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染防止対策に、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和3年3月19日付けで、埼玉県教育委員会より「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について」通知があり、引き続き感染症対策を徹底しながら、教育活動を継続し、部活動を段階的に再開するなど、緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について通知がありました。つきましては、本校では、下記の通り対応いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

御家庭におかれましては、春休み中を含め、お子様の規則正しい生活習慣を徹底するとともに、マスクの着用や手洗い・うがい、適切な換気・保湿、朝夕の検温等、基本的な感染防止対策を継続し、不要不急の外出や生徒同士の会食等は自粛させるなど、健康と安全に御配慮いただくようお願いいたします。

記

1 部活動について

衛生管理や感染防止対策を徹底した上で、以下の通り段階的に活動します。詳細については、各部活動の活動計画で確認してください。

(1) 令和3年3月22日（月）～28日（日）

活動は、平日週4日以内1日120分以内、土日はどちらか1日120分以内とする。

(2) 令和3年3月29日（月）以降

埼玉県及び本校の部活動に係る活動方針に基づき、活動は、平日1日120分程度、土日は1日180分程度とし、週に2日程度休養日を設定する。

(3) 校外活動は原則県内のみとする。泊を伴う活動は原則行わない。

(4) 活動の例外などの運用については、令和2年12月7日付け「冬季休業中の部活動中止について（お知らせ）」で示した通りとする。

2 始業時刻について

令和3年4月8日（木）より、通常通り8時40分の始業とします。

<問い合わせ>

担 当 教頭 相坂 賢将

電 話 048-966-8566